

千代田区公園・児童遊園等整備方針検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 「千代田区公園・児童遊園等整備方針（平成19年 5 月策定）」の改定を行うに当たり、学識経験者等と連携しながら利用者等のニーズにあった千代田区都市公園、千代田区立児童遊園又は千代田区の設置する広場（以下「公園等」という。）の機能及び役割並びに公園等の施設の配置及び維持管理についてユニバーサルデザインの観点も踏まえて再検討し、公園等のあるべき姿を追求しつつ整備することを目的として、千代田区公園・児童遊園等整備方針検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 千代田区公園・児童遊園等整備方針の改定に関すること。
- (2) その他千代田区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 公共空間、都市緑地等に関する学識経験者及び有識者
- (2) 児童福祉等に関する有識者
- (3) 千代田区職員

2 検討会の委員の任期は、千代田区公園・児童遊園等整備方針の改定の日までとする。

(会長)

第 4 条 検討会に、会長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会議を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、委員の互選により会長代理を定め、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 5 条 検討会の会議は、会長が招集する。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、環境まちづくり部道路公園課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。